

京都市告示第155号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年5月20日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
東第四緯22号線	左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町1番地の2地先から 同区鹿ヶ谷高岸町14番地の1地先まで	告示の日

(建設局土木管理部道路明示課)